

損失補償契約はあるのか

タレ流しでの支出はない



もり はるし 議員
森 治史

は法律により会社、その他の法人の債務は原則として債務保証はできないが、行政実例によれば損失補償は同法の規制するところではないとされている。そこで資金不足になり融資を受ける際に町は貸出先と損失補償契約を結ぶのか。

答 大西町長

問 平成26年2月の臨時議会で雇用と地域活性化のための新産業創造事業として幡多信用金庫(株)、四国銀行(株)、高知銀行オーシャンリース(株)と本町の5団体出資によって第三セクター方式での缶詰工場稼働が決議された。町長は「これは民間企業なので経産省から有利な補助金を頂きながら継続していく」とのことだったが、資金不足になった時は補助金での補填でなく、金融機関からの融資を受けるべきだと思う。その際、町として

現在の缶詰製作所はラボラトリー(研究所)であり、大幅な黒字を計上できるような施設ではなく、一時的な資金不足や赤字決算もあると考えられており、支援策は貸付、増資、損失補償、補助金などが考えられる。その時点の財政や製造状況を精査、検討して支援が妥当と判断すれば議会へ提案をする。採算を無視してタレ流しで支出をするものではない。

財政運営

交付税5年かけ
5億円減額

慎重な
運営が必要

問

現在は合併特例で地方交付税の優遇措置(合併後10年間だけ)を受けているが、その後は5年をかけた段階的に毎年1億円減額される。平成26年3月31日現在の基金残高が49億7355万円に対し、平成26年8月20日現在の起債残高136億6683万円となっている。起債は償還時に国から70〜80%と地方交付税で算入されるものを利用してはいるが、平成26年〜32年の7年間に約90億円の返済が予定されている。交付税が減額になっても返済金額に変更はないと思うが、平成27年度と32年度では普通交付税は5億円減になる中で防災等の事業は山積みになっている。その中で町長は高齢者や弱者の方に温かい制度補助をしているが、交付税が減額になっても

続けていく覚悟があるか。

答 大西町長

減額になれば非常に厳しい財政になると想定しており慎重な財政運営を心掛けていく必要がある。これからの行政の住民サービスの提供能力は間違いなく下がってくる。ストック管理、人口減の想定のもと、行政の業務能力が低下する中での福祉については足りない分も行政が補うのではなく、住民と行政で補充しあうという社会を作っていくかなければならない。



第三セクターの缶詰工場